

広島市教育委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正理由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴い、同法を引用する部分について規定の整備を行うものである。

2 改正内容

別紙のとおり

3 施行期日

平成26年4月1日

広島市教育委員会規則第 号

平成 26 年 3 月 日

広島市教育委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市教育委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則（平成 8 年広島市教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「第 20 条に規定する保護者」を「第 33 条第 2 項に規定する家族等」に改め、「が当該本人の保護義務を行う場合」を削る。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

新旧対照表（広島市教育委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則）

現 行	改 正 案
<p>第 1 条 （略）</p> <p>（本人に代わって開示請求等を行う者）</p> <p>第 2 条 条例第 9 条第 2 項（条例第 2 2 条第 2 項及び第 2 8 条第 2 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の実施機関が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）<u>第 2 0 条に規定する保護者</u> （本人の配偶者又は扶養義務者が当該本人の保護義務を行う場合に限る。）</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 4 7 条に規定する児童福祉施設の長</p> <p>(3) 前 2 号に準ずる者として委員会が認めたもの</p> <p>2 委員会は、条例第 9 条第 2 項に規定する者から本人に代わって開示請求、訂正請求又は利用停止請求をされた場合には、当該本人の権利利益を侵害することのないよう、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第 3 条～第 1 1 条 （略）</p>	<p>第 1 条 （現行に同じ。）</p> <p>（本人に代わって開示請求等を行う者）</p> <p>第 2 条 条例第 9 条第 2 項（条例第 2 2 条第 2 項及び第 2 8 条第 2 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の実施機関が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）<u>第 3 3 条第 2 項に規定する家族等</u> （本人の配偶者又は扶養義務者_____（削る。）_____に限る。）</p> <p>(2) （現行に同じ。）</p> <p>(3) （現行に同じ。）</p> <p>2 （現行に同じ。）</p> <p>第 3 条～第 1 1 条 （現行に同じ。）</p>